

知っておきたい手当・助成など

(1) 児童手当

15歳の誕生日後の最初の3月31日まで(中学校修了前)の児童の養育者に児童手当を支給します。

支給額	3歳未満	月額15,000円
	3歳から小学生まで	月額10,000円
	(第3子以降※1)	月額15,000円)
	中学生	月額10,000円
	特例給付(養育者の所得が制限限度額以上の児童)	月額5,000円
※1「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。 ※令和4年6月分から養育者の所得が上限限度額以上の場合、児童手当は支給されません。		
支払い月	6月、10月、2月(それぞれ前月分まで支給)	
申請	出生・転入などにより、新たに受給資格が生じた場合、出生日・前住所からの転出予定日の翌日から15日以内に子育て支援課または下総・大栄支所窓口サービス係で申請が必要となります。公務員は勤務先で手続きをしてください。	

※令和6年10月分から、所得制限の撤廃や支給対象年齢拡大、第3子以降の増額を予定しています。

お問い合わせ先 子育て支援課 ☎20-1538・kodomo@city.narita.chiba.jp

(2) 子ども医療費助成・高校生等医療費助成

0歳から高校生相当年齢(保護者の扶養を外れた方や婚姻した方を除く)までの子どもの保険診療による医療費等の一部を助成します。

対象となる医療費 健康保険が適用された医療費(医科・歯科・調剤等)、入院時の食事療養標準負担額

事前に受給券の交付を受け、千葉県内の医療機関等の窓口で健康保険証と「子ども医療費助成受給券」を提示することで、直接、助成が受けられます。窓口での支払いは、次の通りです。

市町村民税所得割課税世帯	入院1日200円 通院1回200円 調剤は無料 ※同一の医療機関等において月毎に入院11日、通院6回以降は無料です。
市町村民税所得割非課税世帯	入院・通院・調剤ともに無料

県外で受診した場合や「子ども医療費助成受給券」を提示しなかった場合は、申請により助成を受けることができます(償還払い)。医療費を支払った日の属する月の翌月以降2年以内に、健康保険証、「子ども医療費助成受給券」、領収書などを持参して申請してください。

※学校生活中や登下校中の負傷などで、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となるときは、助成の対象となりません。

●各種申請は、子育て支援課、健康増進課、または下総・大栄支所窓口サービス係で受け付けています。なお、「子ども医療費助成受給券」の交付は市役所2階の子育て支援課のみ行います。

お問い合わせ先 子育て支援課 ☎20-1538・kodomo@city.narita.chiba.jp

ママの笑顔はベビーの笑顔です

新生児から
小学生まで
対応致します♪

いつもママが笑顔で子育てができますように
わたしたちがお手伝い致します

Baby & Silver
SUPPORT

*ベビーシッター

- *産前産後
- *マタニティーケア
- *病院等の付添い
- *家事援助
- *シルバーケア



Baby & Silver
SUPPORT

ベビー&シルバーサポート



0476-29-0623

千葉県成田市
公津の杜1-16-2



090-2413-3062 E-Mail babyss@amber.plala.or.jp

ベビー&シルバーサポート

子どもがすき、子育ての経験を活かしたい方 募集中!

詳しくはお電話にてお問い合わせください

(3) 保育所等入所世帯援助

保育園・認定こども園・幼稚園(特定教育・保育施設)および小規模保育事業所等(特定地域型保育事業所)に通園している乳幼児の制服代や行事参加費などの援助を行います。

対象者	本市に居住実態があり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に通う子どもの保護者のうち、次のいずれかの世帯の人または里親 ○生活保護受給世帯および中国残留邦人等支援給付受給世帯 ○市民税所得割非課税世帯のうち、ひとり親世帯、障害者手帳を所持している人がある世帯
申請方法	保育課に申請 申請時期および詳細については、各保育園等を通じて案内します
援助費目	○制服、靴、帽子などの園生活で必要となる被服費 ○行事参加費 ○幼稚園が運行している通園のための送迎バス代 ※支給額および該当となる品目に制限があります。また、在園している施設により、対象となる費目が異なります。

お問い合わせ先 保育課 ☎20-1607・hoiku@city.narita.chiba.jp

(4) 一時預かり事業利用者補助金

生活保護世帯等の児童の保護者を対象に、一時預かり事業(一時保育)の利用料の一部を補助します。

対象世帯 (補助限度額)	市内在住で①～③のいずれかに当てはまる世帯(保育園、幼稚園等に在籍する児童は原則対象外) ①生活保護世帯 (日額上限3,000円) ②市民税非課税世帯 (日額上限2,400円) ③市民税所得割合算額が77,101円未満である世帯 (日額上限2,100円)
補助対象 日数	一時保育の区分に応じ、以下の日数を限度とします。 ○非定型的保育サービス(就労形態により、断続的に児童を保育できないとき): 1週間当たり3日、かつ、1月当たり14日 ○緊急保育サービス(出産、傷病、入院、事故、災害、その他社会的にやむを得ない事情で一時的に児童を保育できないとき):1回の申請当たり14日 ○私的理由による保育サービス(育児の疲労解消やリフレッシュしたいとき): 1週間当たり1日、かつ、1月当たり4日
申請方法	必要書類を保育課に申請 ○一時預かり事業利用者補助金交付申請書(保育園または保育課で配布) ○一時保育利用料の領収書 ○市民税所得割額を確認できる書類(課税証明書など)
申請時期	4月から6月までの利用分 6月15日から同月30日まで 7月から9月までの利用分 9月15日から同月30日まで 10月から12月までの利用分 12月15日から同月28日まで 1月から3月までの利用分 3月15日から同月31日まで

お問い合わせ先 保育課 ☎20-1607・hoiku@city.narita.chiba.jp

(5) 幼稚園等入園世帯援助

私立幼稚園(特定教育・保育施設である幼稚園を除く)に通園している園児の給食に係る費用のうち副食材料費について援助を行います。

対象者	私立幼稚園(特定教育・保育施設である幼稚園を除く)に通う子どもの保護者のうち、次のいずれかの世帯の人 ○生活保護受給世帯および中国残留邦人等支援給付受給世帯 ○市民税所得割合算額が77,100円以下の世帯 ○小学校3年生以下の子どものうち、第3子以降の子どもが幼稚園を利用している世帯 ○ファミリーホームまたは里親に委託されている園児
申請方法	保育課に申請 申請時期および詳細については、各幼稚園等を通じて案内します
援助費目	給食費のうち副食材料費※ ※主食(ごはん・麺・パンなど)以外の費用
援助額	月額4,700円上限

お問い合わせ先 保育課 ☎20-1607・hoiku@city.narita.chiba.jp

(6) 認可外保育施設利用者補助金

保育所の入所基準を満たしている保護者で、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている認可外保育施設を利用している人に、補助金を交付します。

対象者	就労などの理由により、乳幼児(3歳になる日以降の最初の3月31日までにあり子)を家庭で保育できず、認可外保育施設を利用(月単位の契約が1月当たり60時間以上)しており、市税などの滞納がなく、市民税非課税世帯ではない人
対象施設	児童福祉法第59条の2第1項の規定により届出の義務が課せられている施設で、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設(市外も可) ※一時的な利用や会社が従業員のために設置した託児所や企業主導型保育事業所は対象になりません。
補助額	認可外保育施設に支払った月額利用料から、補助対象者が保育所に入所したと仮定した場合の保育料を差し引いた額の2分の1(1円未満は切り捨て)、または補助上限額(算出した保育料の属する階層により異なります)を比較して少ない方 ※時間外保育料など、月額利用料以外にかかる料金については補助対象外です。

補助上限額(月額)

各月初日の通所児の 属する世帯の階層区分	補助上限額(月額)	
	1人目	2人目
第2	22,000円	22,000円
第3	15,175円	18,590円
第4	11,500円	16,750円
第5	6,425円	14,215円
第6	650円	11,325円
第7	0円	8,000円
第8	0円	5,000円



- 特定の要件に該当する母子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯などについては、通所児の属する世帯の階層が第2、第3、第4(市民税所得割額が77,101円以下の世帯に限る)の場合、補助上限額が異なります。
- 第3から第8までにおいて、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特定地域型保育事業所、認可外保育施設もしくは特別支援学校幼稚部に在籍している場合、児童心理治療施設に通っている場合または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合、第2子については、上表の補助上限額(月額)欄の2人目の金額とし、第3子以降については、22,000円となります。なお、低所得である多子世帯やひとり親世帯については、児童の人数の数が異なります。

お問い合わせ先 保育課 ☎20-1607・hoiku@city.narita.chiba.jp

(7) 就学援助

経済的な理由で市立学校の学用品費や給食費などの支払いが困難な児童生徒の保護者に、その費用を援助しています。

申請方法	収入の分かるものを添付して、直接通学(入学)する学校へ申請してください。申請書は学校にあります。申請後に、教育委員会による審査があります。必要に応じて民生委員・児童委員による生活状況の確認があります。
援助費目	○学用品費・通学用品費 ○校外活動費 ○クラブ活動費(小学校:クラブ活動費、中学校:部活動費) ○生徒(児童)会費 ○PTA会費 ○修学旅行費 ○学校給食費 ○通学費(遠距離通学者の定期代) ○新入学児童生徒学用品費 ○入学準備学用品費 ○卒業アルバム代等 ○オンライン学習通信費 ○医療費(学校の定期健康診断で発見された虫歯など、定められた疾病の治療費のみ) ※学年により対象となる費目が異なるほか、支給額および該当となる品目に制限があります。

お問い合わせ先 各学校または学務課 ☎20-1581・gakumu@city.narita.chiba.jp

(8) 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者等に学用品費や給食費などの援助をしています。

申請方法	(1)特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者 対象の保護者宛てに書類を配布しますので、必要事項を記入して学校へ提出してください。 (2)通常学級に就学し、療育手帳・身体障害者手帳を取得している児童・生徒の保護者等 教育委員会による審査後に援助を受けられる場合があります。 くわしくは、成田市教育センター(☎20-2922)までお問い合わせください。 ※生活保護または就学援助を受けている方、施設入所している方は対象外です。
援助費目	○学用品費・通学用品費 ○校外活動費 ○修学旅行費 ○学校給食費 ○通学費 ○新入学児童生徒学用品費 ○オンライン学習通信費 ※児童生徒の学年と世帯所得等により、支給額および該当となる費目に制限があります。

お問い合わせ先 各学校または教育指導課 ☎20-1582・kyoshido@city.narita.chiba.jp

(9) 学校給食費無料化

次に該当する保護者を対象に、市立学校の給食費を無料とします。

ひとり親家庭の児童生徒

対象要件	次のすべてに当てはまる保護者 ○子が成田市立小・中・義務教育学校に在学する配偶者のいない保護者 ○保護者と無料化対象の子が、原則として市内に住所を有し、同一世帯で生計を一にしている ○生活保護教育扶助費または就学援助費を受給していない ○学校給食費の滞納がない
申請方法	年度ごとに申請が必要です(年度の途中で申請があった場合は申請月から対象)。必要書類を添えて学校給食センターに申請書を提出するかオンライン申請専用フォームから申請してください。

第3子以降の児童生徒

対象要件	次のすべてに当てはまる保護者 ○保護者が子を3人以上扶養し、扶養する子のうち年齢の高い方から数えて3番目以降の子が成田市立小・中・義務教育学校に在籍している ○保護者と無料化対象の子が、原則として市内に住所を有し、同一世帯で生計を一にしている ○生活保護教育扶助費または就学援助費を受給していない ○学校給食費の滞納がない
申請方法	年度ごとに申請が必要です(年度の途中で申請があった場合は申請月から対象)。必要書類を添えて学校給食センターに申請書を提出するかオンライン申請専用フォームから申請してください。

中学校3年生・義務教育学校9年生(申請不要)

対象要件	次のすべてに当てはまる保護者 ○成田市立の中学校3年生と義務教育学校9年生の保護者 ○生活保護教育扶助費を受給していない
------	--

お問い合わせ先 学校給食センター ☎27-9449・kyushoku@city.narita.chiba.jp

(10) 食物アレルギー児等への学校給食費相当額の助成

食物アレルギー等のため毎日弁当を持参している成田市立小・中・義務教育学校の児童生徒の保護者に給食費相当額を助成しています。

対象者	次のすべてに当てはまる児童生徒を持つ保護者 ○成田市立小・中・義務教育学校に在籍している ○食物アレルギー等に関する医師の証明がある ○食物アレルギー等のため、学校給食の提供を一切受けることができず、毎日弁当を持参している(学校給食の提供を受けながら毎日弁当を持参している場合や、一部弁当持参の場合は対象外)
申請方法	年度ごとに申請が必要です。申請書に医師の証明等を添えて通学する学校に提出してください。

お問い合わせ先 学校給食センター ☎27-9449・kyushoku@city.narita.chiba.jp



園児募集

アットホームな
雰囲気
の
保育

元気な
心と体を
育てます

お子さまの成長に合わせたスタートができます！
豊富なプレクラスから入園まで

子育て支援室

開催日:月曜日・金曜日 9:30~11:30
(スケジュールはホームページへ)

親子参加

送迎バス

2歳児 毎日クラス

登園日:月曜日~金曜日 9:00-14:00
(3歳のお誕生日より満3歳児クラスへ)

給食

通園バス

預かり保育利用可

1歳児 親子学級(会員制)

開催日:隔週(月2回)

親子参加

満3歳児クラス

登園日:月曜日~金曜日 9:00-14:00

給食

通園バス

預かり保育利用可

2歳児 週2日クラス

開催日:火曜日・木曜日 9:30-13:30

給食

年少・年中・年長クラス

登園日:月曜日~金曜日 9:00-14:00

給食

通園バス

預かり保育利用可

園見学受付中!
お気軽にお問い合わせください



学校法人杉田学園 幼稚園型認定こども園

日本国際学園大学

はくと幼稚園

☎0476-26-2331

ホームページはこちら

はくと幼稚園



〒286-0018 千葉県成田市吾妻3-51 開所時間 7:30~18:30 ※日・祝日・年始年末休み